

日本年金機構からのお知らせ

9月分保険料(10月納付分)から 厚生年金保険料率が変わります



厚生年金保険の保険料率は、平成16年の年金改正で保険料水準固定方式が導入されたことから、毎年0.354%ずつ引き上げられ、平成29年9月以降は18.3%で固定されます。一般の被保険者と厚生年金保険料率が異なる坑内員や船員についても引き上げられ、平成29年9月以降は18.3%となります。

平成27年10月の被保険者年金一元化法の施行により、公務員および私学教職員も厚生年金保険に加入することになりました。共済組合の保険料率は段階的に引き上げられ、最終的に厚生年金保険料率18.3%に統一されます。

厚生年金保険料率【厚生年金基金には未加入の方の場合】

| 年月 | 一般 | 坑内員・船員 | 国家公務員・地方公務員 |
|---------|---------|---------|-------------|
| 平成28年9月 | 18.182% | 18.184% | 17.632% |
| 平成29年9月 | 18.300% | 18.300% | 17.986% |
| 平成30年9月 | 18.300% | 18.300% | 18.300% |

厚生年金基金に 加入されている方の保険料率

厚生年金基金に加入されている被保険者の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入している厚生年金基金にお問い合わせください。

子ども・子育て拠出金の改定

厚生年金保険の適用事業所の事業主は、児童手当の支給に要する費用等の一部を、子ども・子育て拠出金として拠出することになっています。子ども・子育て拠出金の額は、厚生年金保険の被保険者(産前産後休業や育児休業により、厚生年金保険料を徴収されない被保険者を除く)の標準報酬月額および標準賞与額に子ども・子育て拠出率を乗じて得た額で、毎月の厚生年金保険料と一緒に納めます。

平成29年4月からの子ども・子育て拠出率率は0.23% (事業主のみの負担) になっています。

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で!

「ねんきんネット」をご利用いただくと、24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます!

- 厚生年金加入記録(加入月数・資格取得・喪失年月日やお勤め先の名称等)の確認
- 国民年金加入記録(加入月数・各月の納付状況・納付可能な月数)の確認
- 将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算できます。

「ねんきんネット」のご利用には、日本年金機構のホームページから利用登録が必要です。利用登録には「基礎年金番号」が必要となりますので、あらかじめ年金手帳などをご用意ください。

詳しくはWEBで!

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

この機会に「ねんきんネット」へ登録いただきますよう、従業員のみなさまへご周知をお願いします。



照会先 **事業所の管轄の年金事務所**まで ©日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

協会けんぽに加入されている事業所様へのご案内です

協会けんぽからのお知らせ

マイナンバー制度における本人確認の取り扱い

協会けんぽにご申請いただく各種申請書には「被保険者本人のマイナンバー記載欄」が設けられています。

【被保険者のマイナンバー記載欄】につきましては、**保険証の記号番号をご記入いただければ、マイナンバーを記入する必要はありません。**

なお、被保険者本人のマイナンバーをご記入いただいた場合は、成りすまし等を防止するため、以下の本人確認(番号確認、身元確認)書類の添付が必要となります。
※任意継続健康保険の被扶養者認定に係る被扶養者のマイナンバーは**記入必須**です。(この場合は、以下の本人確認書類の添付は不要です。)

マイナンバーの記入は
ご注意ください!



本人確認書類について

①マイナンバーカード
(個人番号カード)をお持ちの場合
※マイナンバーカードは顔写真付きのもの
です。

マイナンバーカードの表面・裏面の
両方のコピーを添付してください。
※表面(顔写真のある面)が身元確認書類、
裏面が番号確認書類となります。

②マイナンバーカードをお持ちでない場合(次のそれぞれ1点ずつ両方を添付してください)

【番号確認書類】
 個人番号通知のコピー(顔写真のないもの)
 対象者の個人番号が記載された住民票
 住民票記載事項証明書

【身元確認書類】
 運転免許証のコピー
 パスポートのコピー
 官公署発行の写真付身分証明書のコピー

二重線で
抹消せ



本人確認書類の添付がない場合、申請書をいったんお返しすることとなりますので、ご注意ください。その際は、上記の書類を添付いただくか、ご記入いただいたマイナンバーを二重線で抹消願います。
被保険者のマイナンバーを記入しなければ(抹消すれば)、**本人確認書類の添付は不要**です。

マイナンバー制度による情報連携開始後の添付書類について

平成29年7月中旬から、高額療養費など以下の申請において、非課税証明書等の添付書類が必要となる場合に、申請書等にマイナンバーをご記入いただくことにより、情報連携を行うことが可能となりました。

ただし、7月から3カ月程度は、マイナンバー制度全体で、情報連携の事務処理手続きへの移行を円滑に行うことを目的に、「試行運用期間」が設けられています。試行運用期間中は、情報連携の結果と添付書類の内容に違いがないかなどを確認しますので、引き続き従来と同様に添付書類(非課税証明書等)をご提出くださいますようお願いいたします。なお、マイナンバーをご記入いただいた場合は、上記の「マイナンバー制度における本人確認の取り扱い」にてご案内いたしました「本人確認(番号確認、身元確認)書類」の添付が必要となりますのでご注意ください。

本年秋頃には本格運用が開始され、一部の添付書類が不要になる予定です。

マイナンバーをご記入いただくことにより、情報連携を行う申請

- 高額療養費の申請(低所得者のみ)
- 高額介護合算療養費の申請(低所得者のみ)
- 基準収入額適用申請
- 食事および生活療養標準負担額の減額申請(低所得者のみ)



照会先 **協会けんぽ神奈川支部**まで

〒240-8515 横浜市保土ヶ谷区神戸町134
横浜ビジネスパークウィーストタワー 2階

☎045-339-5533 (代表) 電話の掛け間違いにご注意ください。

<http://www.kyokaikempo.or.jp/> 協会けんぽ 検索